

那須南病院リネンサプライ及びクリーニング業務仕様書

この仕様書は、那須南病院（以下「病院」という。）で使用するリネンの賃貸借及びクリーニング業務を受託する者（以下「受託者」という。）が行う業務の概要を示すものであって、現場の状況に応じて簡易なものについては、仕様書に記載されていない事項であっても誠意をもって行い、病院が安全管理上または衛生管理上必要と認めたものは、契約の範囲内で実施するものとする。

1 目的

病院のリネンサプライ及びクリーニング業務（以下「リネン類」という。）において良好な環境を維持し、また、病院業務の特性に適した回収、洗濯、搬送等を行うことにより、患者及び職員の清潔で快適な環境を整備し、病院業務の円滑な運営に資することを目的とする。

2 履行場所

栃木県那須烏山市中央3丁目2番13号
南那須地区広域行政事務組合立那須南病院

3 履行期間

令和8年4月1日集荷分から令和9年3月31日集荷分まで

4 業務の内容

(1) 一般的事項

- ① 目的に沿うよう計画を立て、確実に実施する。また、エネルギーの無駄をなくし、常に節約に努める。
- ② 官公庁関係書類及び法的に必要な記録等は、常に整理し保管するとともに、法に基づく書類の届出・報告等の代行を行う。
- ③ 台帳を作成し、業務内容等を記録しておく。
- ④ 業務従事者は、受託者の制定する社名入りの制服、名札を着用し、身だしなみ、言語、動作に注意し、常に清潔に心がける。
- ⑤ 異常を発見した場合、若しくは予測された場合は、直ちに報告し管理者の指示を受ける。
- ⑥ 受託者は、病院の求めに応じ、必要な情報及び資料の提供を行わなければならない。

(2) 具体的事項

- ① 受託者は、受託者の所有する繊維類を洗濯、再生交換、物品収集を含め、病院に賃貸するリネンサプライを行う。
- ② 受託者は、病院が所有する物品のクリーニングを行う。
- ③ リネン類の主な品目は、別紙「項目別明細書」のとおりとする。
- ④ 受託者は、病院の指示に従い指定した日時と場所において病院担当者の検収を受けリネン類の受け渡しをすること。（原則1週間以内の受け渡しとする。）

日時：毎週2回（火曜日、金曜日）

場所：那須南病院内指定場所

- ⑤ 受託者は、「病院、診療所等の業務委託について」（平成5年2月15日付け指第14号厚生労働省健康政策局指導課長通知）の別添1に定める衛生基準に従いリネン類を適正に処理すること。
- ⑥ リネン類に血痕、膿、分泌物、糞尿等の汚物が付着した場合はその都度消毒・予備洗濯を行うこと。
- ⑦ 受託者は、病院からの依頼による調査等について誠意をもって対応すること。
- ⑧ 受託者は、常にリネン類のクリーニング方法、消毒方法、取扱い方法などに気を配り、汚れ、シワ、破損などに留意しなければならない。

5 負担区分

- (1) 業務に要する物品等は全て受託者の負担とする。
- (2) 業務実施に要する病院の施設、電力、水道等の費用は病院の負担とする。
- (3) 業務に要する工具類については、受託者の負担とする。
- (4) 軽微な修理については、受託者の負担とし、その他については、病院と受託者との協議により定めるものとする。

6 受託者の責務

- (1) 受託者は、病院の名誉を重んじ、これをき損しないよう努めなければならない。
- (2) 受託者は、業務上知り得た情報を外部に漏らしてはならない。この事項は、受託者がこの業務を解かれた後も持続するものとする。
- (3) 業務従事者は、患者、患者の家族及び面会者等とみだりに接触、会話等をしてはならない。
- (4) 病院は敷地内禁煙であるため、業務従事者もこれに従うこと。（車両内も含む。）
- (5) 受託者及び業務従事者は、安全管理に留意し、病院内で業務に使用するもの（工具類及び脚立など）を放置したまま現場を離れることはできない。業務終了後は、使用したものの有無の確認を必ず行い、紛失物がある場合は病院担当者に至急連絡をとること。

7 引き継ぎ

受託者は、履行期間終了後に委託業務を新たに受託する者に対し、業務が滞ることのないよう誠意をもって十分引き継ぎを行うものとする。なお、これに要する費用は引き継ぎを受ける新たな受託者が負担するものとする。

8 留意事項

緊急時を除き納品は病院の就業時間（通常勤務日の勤務時間）内に行うものとするが、病院の業務に支障をきたすおそれのある作業等については、病院の指定する日時に行うよう調整すること。

9 その他

この仕様書に定めない事項については、その都度病院と受託者とが協議し、文書により取り決めるものとする。